

令和四年 第三回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和四年第三回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、七月に入り、感染者が急増、山梨県内の新規感染者が、十六日に四百八十人の過去最多を記録してから、わずか数日で倍増、連日千人を超える状況となり、感染力の強いオミクロン株の新たな派生型であります。「BA・五」への置き換わりが急速に進み、「第七波」の流行により、これまで経験したことのない爆発的な感染拡大状況となっております。

全国的に感染拡大し、若者を中心に全ての年代で感染者が増えており、更なる感染拡大に、最大限の警戒が必要であります。

政府及び山梨県においては、病床の確保、ホームケアの増強、高齢者施設における療養体制の支援、検査体制の強化、治療薬の確保など、これまでの医療体制を維持、強化しながら、引き続き、最大限の警戒を保ちつつ、社会経済活動の回復に向けた取り組みを段階的に進めている状況であります。

これまで、六度の感染拡大を乗り越える中で、日常生活や経済活動における感染防止への取り組み、科学的知見の積み重ねや、医療体制をはじめとする政府や自治体の取り組みなど、国全体として対応力が強化されており、政府や山梨県においては、先ずは、強化された対応力を全面的に展開することにより対処しております。

一方で、社会経済活動と感染拡大防止の両立を維持するための対策を、更に徹底している状況であります。

本市としても、四回目のワクチン接種について、対象の方々にできるだけ早く接種していただくための取り組みを進め、同時に、十代から三十代の三回目接種割合が、三割から五割台に留まっている状況でありますので、これら若い世代への接種勧奨をより強く推進してまいります。

更には、オミクロン株に対応した新しいワクチンについても、国において、十月半ばにも接種を開始する方針が決まりましたので、状況を注視する中で、速やかな接種に向けた体制整備について、引き続き万全を期してまいります。

市民の皆さまの命と生活を守ることが最優先であり、これ以上の感染拡大を何としても抑え込むため、三密の回避、マスクの着用や手指の消毒といった基本的な感染対策のほか、

エアロゾル感染を防ぐための適度な換気への協力をお願いするとともに、これまでのコロナ禍の影響により疲弊し、限界を迎えている地域経済の回復のため、ウイズコロナにおける社会経済活動と感染拡大防止の両立に向け、必要な対策は、速やかに実行してまいる所存でありますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

昨年度の山梨県内の農業生産額が、二十七年ぶりに一千億円を超えたとの報道があり、果実の生産額は、高級品種のシャインマスカットをはじめ、桃の生産が増加したことが生産額を押し上げ、前年比百四億円増の六百八十六億円で、過去最高を記録したところであります。

特に、桃は、本市の特産であり、主要生産果実でもありますので、せん孔細菌病対策は、本市にとりましても喫緊の重要課題でありました。

一昨年度来、本市としても、防除費用を助成するなど、対策を講じてまいりましたが、この度の生産額増加は、何より、これまで病害と向き合い、防除に向けてひた向きに努力し続けていただいた生産者の皆さま、JA南アルプス市をはじめとした関係諸団体の皆さまのご尽力の賜物であると、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

一方で、七月八日に曲輪田地内において「桃」が約五百個、二十二日には有野地内において「貴陽」が約六百個、この他市内において、農作物が盗難される被害が、複数発生しております。

生産者の方々が、年間を通して愛情を注ぎ、丹精込めて育てた逸品を、収穫直前に心ない者によって盗難される被害が相次いでいる状況は、断じて許しがたく、強い憤りを感じるとともに、被害に遭われた農家の皆さまの心中は、いかばかりかとお拝察申し上げます。

本市としても、被害の発生を受けて、本市と南アルプス警察署、J A南アルプス市との間で、果樹盗難防止体制を強化し、情報共有を図るとともに、連絡調整を密にしながら対策に取り組んでおります。

七月から産業観光部や防災危機管理課職員による夜間のパトロールを実施し、また、消防団による巡回パトロールを依頼し、盗難防止に努めてまいりました。

更には、職員への周知を図り、全職員が通勤や帰宅時などにおいても常に監視の目を向ける意識を持つよう指示をしております。

また、市民の皆さまに向けては、市ホームページへの掲載

やCATV文字放送の放映、広報九月号への掲載による周知のほか、防災無線により注意喚起を実施しております。

加えて、山梨県においては、盗難防止に向けた緊急的な支援制度として、防犯機器の購入費用を補助する制度が創設されました。

本市においても、関連予算を本定例会に上程し、農作物の盗難防止対策が地域一帯で整備されるよう、この制度を活用する方々に対して、更なる補助金による支援を図ってまいりたいと考えております。

今後、ブドウの収穫時期を迎えてまいりますので、引き続き、状況を注視する中で、山梨県、警察、JAと連携し、更なる被害の防止に向け、地域一丸となって盗難防止に努めてまいります。

市民の皆さまにおかれましては、見慣れない人物や車両など、不審車等の発見にご協力をお願い申し上げます。

次に、「令和三年度南アルプス市歳入歳出決算」の概要について、ご報告申し上げます。

決算の認定については、本定例会の議案として提出しており、委員会において、担当より説明いたさせますが、全会計とも実質収支は黒字となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、市民の皆さまの安全と暮らしを守るため、補正予算を機動的に計上し、様々な施策を実施してまいりました。

その結果、一般会計の決算については、歳入総額三百七十三億三千三百万円、歳出総額三百四十三億六千二百万円となり、歳入、歳出ともに令和二年度に次ぐ、過去二番目の決算額となりました。

財政健全化法による一般会計の財政健全化判断比率については、実質公債費比率が前年度と同じく、三・七パーセント、将来負担比率については、引き続き、比率がマイナスの「数値なし」となっております。いずれの指標も健全化基準を下回ることから、本市の財政状況は、健全な状態を維持しております。

今後も、行政改革を更に推し進め、メリハリの利いた予算の配分、効率的な予算の執行、特定財源確保の強化により、健全な財政運営が維持できるよう取り組んでまいります。

続きまして、本定例会における議案の説明に先立ち、市政における重要政策についてご報告申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

先ず、一点目は、『新産業拠点整備事業』についてであります。

本市の玄関口に相応しい、「人々が集い、地域と繋がる集客交流拠点」をコンセプトに掲げて、昨年十月から公募型プロポーザル方式による企業誘致を進めてまいりました。

この度、県内の株式会社アルプスを代表とし、複数の地元企業で構成する特別目的会社「株式会社ヒカレヤマナシ」と「コストコホールセールジャパン株式会社」を、本事業の誘致企業として選定し、七月四日、長崎山梨県知事と飯野市議会議長の立会いの下、二者との協定を締結いたしました。

今後は、立地に必要となる計画調整、許認可に係る手続きなど、実現に向けた準備を進めてまいります。

南アルプスインターチェンジ周辺は、中部横断自動車道や新山梨環状道路、リニア中央新幹線新駅など、新たな交通の結節点にあり、将来的な交通の要衝として、大きなポテンシャルを有しており、南アルプス山岳観光への玄関口として、また、フルーツ観光や里山体験の玄関口としても役割が期待されます。

このような立地環境の中、日本有数の広域型集客施設であ

る「コストコ南アルプス倉庫店」の県内初出店により、長野県や静岡県を含めた広域からの集客を実現させてまいります。

また、「山と暮らす街」をテーマに、山や農業、食など、地域の魅力を発信する交流型商業施設により、ここに集まる人々と地域とを繋げてまいります。

加えて、ここで生まれた賑わいや活力を、更に、地域全体に繋げていく交通と観光のハブ拠点を検討してまいります。

集客と交流、大手企業と地場産業との相乗効果を産み出すことにより、地域の更なる魅力の拡大と経済の活性化を進めるとともに、この拠点を起爆剤に、「市内への入込客数の増加」、「マーケットの拡大」、「地元雇用の創出、定住促進」、更には、「南アルプス観光の活性化」、「拠点周辺への企業誘致」、「自主財源の確保」などに波及させることで、次世代に繋がる「持続可能なまちづくり」を目指してまいります。

旧完熟農園跡地の活用については、本市にとって最大の課題であり、最重要プロジェクトとして一步一步取り組んでまいりました。これまで、多くの関係者の知見やご協力をいただく中で、ようやくこの場に辿り着いたと認識しております。

本事業は、これからが本当の意味でのスタートであり、

今後は、本事業を核とした新たなまちづくりへの道筋をつけるべく、事業の早期実現に向けて、鋭意取り組んでまいります。

二点目は、『インターチェンジ周辺整備事業』についてであります。

周辺エリアにおいては、地権者との意見交換会や、第一回南アルプスIC周辺高度活用計画検討委員会を開催したところであります。検討委員会の公募委員には、多くの市民の皆さまよりお申し込みをいただき、将来的な土地活用への期待とともに、積極的なご意見をいただいているところであります。

引き続き、早期の計画策定に取り組むとともに、賑わいと活力が創出される新産業拠点エリアとともに、「南アルプス市の玄関口」を一体的に整え、本市を「訪れたい、住みたい」と思っただけの魅力的な土地利用を目指してまいります。

三点目は、『新鏡中條橋の整備推進』についてであります。

これまで、広域連携防災対策強化の必要性和新たな交通ネ

ツトワークの構築に向けて、山梨県及び関係市町と勉強会を開催するなど、整備促進に向けて取り組んでまいりましたが、この六月に山梨県から新たな方向性が示されたところであります。

中部横断自動車道の山梨―静岡間の開通などにより、南アルプス市、中央市、昭和町への企業進出が進むことを想定し、三市町を繋ぐ、新たな道路網により、往来の円滑化や渋滞の緩和に対応する整備構想が公表されました。

詳細なルートは決定されておりませんので、橋の位置、種別等は未定であります。都市計画法の都市計画道路として位置付けが示されており、今後は、三市町からまちづくり方針などについて聞き取りが実施され、道路網の在り方などを協議していく予定であります。

本市にとりましては、新産業拠点整備事業が具体的となり、周辺整備も合わせたまちづくりや企業誘致を進める中で、非常に効果的なインフラ整備であります。

加えて、防災や地域経済など、三市町の相乗効果の面においても、この新橋の活用を今後のまちづくりの重要事項として組み込み、進めてまいりたいと考えております。

四点目は、『一級河川横川の流域治水対策』についてであります。

横川の流域は、昭和五十七年の大雨による洪水や、水害がしばしば発生した経過があり、横川流域の住民は、以前から洪水被害の軽減のため、「横川伏せ越しの改修」を熱望しておりました。

この度、長崎知事により改修事業の実施を明言していただき、この改修を核とした、横川流域治水も県内の一級河川に先駆ける形で、鋭意進められております。

一方で、近年は気候変動の影響により、各地で洪水被害が激甚化・頻発化している状況を受け、本市としても、治水対策にこれまで以上に、積極的に取り組みを進めてまいっている認識でおります。

このことを踏まえ、本年七月二十六日に、一級河川横川の流域治水対策について、山梨県と南アルプス市が相互協力のもと、着実に推進するため、「確認書」を締結するとともに、長崎知事との共同記者会見に臨んだところであります。

これからも、横川周辺の住民の皆さまが安全、安心に生活を送ることのできるよう、一刻も早い事業の完了を目指し、国、県、市民、その他関係者と協働して、治水対策の推進に

努めてまいります。

五点目は、『新広河原山荘』についてであります。

本年六月二十五日にリニューアルオープンしました新広河原山荘は、七月の天候不良と新型コロナウイルス感染症第七波の影響もあり、宿泊者数は計画値を下回っているもの、立ち寄り利用者の飲食や物販が好調であり、順調なスタートができたと考えております。

利用者からは、「夕食で提供される南アルプス市産の桃源ポークを使用したポークソテーが美味しい」とご好評をいただいております、立ち寄りの利用者からは、「バスの待ち時間にシャワーで汗を流した後ランチやカフェが楽しめる」と高い評価をいただいております。

また、指定管理者である山梨交通株式会社では、東京、大阪、京都から南アルプス登山パックとして、高速バスと広河原山荘の宿泊をセットにしたツアーの募集を開始するなど、登山者の利用促進を図っております。

本市においても、秋の紅葉シーズンを見据え、静岡方面などを中心に案内チラシを配布し、一般観光客の利用促進や誘客に努めております。

今後は、この広河原山荘を起点とした、広河原及び夜叉神峠周辺での周遊型観光の充実を更に図るべく、各種施策を展開してまいります。

六点目は、『観光プロモーション』についてであります。

現在、「バイ・ふじのくに」や、新たな広域経済圏「山やまの州くに」の取り組みにより、東海、中京圏のほか、首都圏や長野県、新潟県方面に向けて、旬の南アルプス市産フルーツのプロモーションを積極的に実施しております。

七月には、静岡伊勢丹や伊勢丹立川店における桃やスモモの「貴陽」の販売に加え、首都圏や中京圏に業務展開するサンドイッチ専門店には「貴陽」を食材として提供し、特産品の紹介や観光PRを行ったほか、八月には、伊勢丹立川店の大型スクリーンを活用した特産品PR動画の放映、更に、九月には、ららぽーと沼津、KITTE名古屋、静岡伊勢丹において、シャインマスカット販売を通じた観光PRや、シャインマスカットを使用したマザー牧場とのコラボレーション商品「シャインマスカットソフトクリーム」の試作販売を、三井アウトレットパーク木更津店のアンテナショップで予定しております。

フリーペーパーやテレビ、ラジオなどの媒体と併用して、積極的にPR活動を実施し、より多くの方に南アルプス市を知っていただけるよう取り組んでおります。

七点目は、『市民参加型シテイプロモーション事業』についてであります。

令和三年度に策定しました「シテイプロモーション戦略」に基づき、市内外に本市の魅力を発信するシテイプロモーションを推進しております。

本事業は、市民団体等の皆さまが、自ら主催するプロモーション事業を募集し、市が提案団体に事業実施を委託して、本市の魅力を発信してまいります。

四月上旬から募集を始め、応募団体への聞き取りなどを経て、六月末には審査会を実施しました。

審査会では、提案のあった五事業について審査を実施し、最終的に、四事業を採択したところであります。

今後、採択事業の進捗状況等については、市ホームページやSNS等で発信してまいります。

八点目は、『南アルプス市LINE公式アカウントの運用

開始』についてであります。

情報収集の方法は多様化しており、多様な媒体による情報発信が求められていることから、多くの市民が利用する「LINE」を通じて、市の取り組みやイベント等に関する情報を発信してまいります。

利用者が受信したい情報を選択できる「セグメント配信機能」を導入し、健康や子育て、防災、イベント等、市民が必要とする情報を、九月一日から配信してまいります。

続きまして、今後予定しております、イベント等についてご報告申し上げます。

はじめに『総合防災訓練』についてであります。

昨年度は、八月に入ってから、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、訓練を中止とさせていただきますが、今年度は、感染症拡大の影響も踏まえ、検討した結果、訓練の規模を縮小して実施することといたしました。

今回は、安否確認に重点を置いた訓練となりますが、全国各地で大規模な災害も起きておりますので、初動避難における行動などを改めて個々で確認していただき、災害に備えていただきますようお願い申し上げます。

次に、『南アルプス山麓サマーフェスティバル』について
であります。

例年八月上旬に開催しておりました「南アルプス山麓サマーフェスティバル」については、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、誠に残念ではありますが、中止を判断させていただきました。

今回で三年連続の中止となってしまいましたが、秋頃には代替イベントを開催する方向で調整をしております。

次に、『市立美術館開館三十周年記念事業』についてであります。

市立美術館では、開館三十周年を記念して、十月一日より愛と平和への祈り「マルク・シャガール」展を開催いたします。

二十世紀最大の画家の一人として名高いシャガールは、「愛と平和への祈り」を一貫したテーマに捉え、奇抜な創造力で詩情あふれる美しい作品を遺しております。

今回の展示会では、約二百八十点の作品をご観覧いただける予定となっておりますので、より多くの皆さまのご来館をお願い申し上げます。

次に、『若草保育所新築整備事業及び若草地区拠点周辺整

備事業』についてであります。

若草保育所新築整備事業については、先の臨時議会でご議決いただき、八月五日に建築工事の請負本契約を締結しており、令和五年七月一日の竣工に向けて、鋭意準備を進めております。

更に、園舎外構工事については、園舎隣接市道の歩道整備工事に併せ、九月に契約を締結できますよう、準備を進めております。

また、若草地区拠点周辺整備事業については、駐車場等整備工事、付帯施設等工事の契約を六月二十二日に締結し、翌六月二十三日から工事に着手しており、付帯施設等工事については十二月二十三日、駐車場等整備工事については三月十日の完成を予定し、鋭意進めております。

次に、『甲西農村環境改善センター運営管理事業』についてであります。

甲西農村環境改善センターについては、老朽化が進んでおり、今年度において、耐震診断等の調査を実施し、調査結果を基に、甲西地区の拠点施設であります、甲西農村環境改善センターの今後の方向性を検討してまいります。

次に、『若草小学校改築事業』についてであります。

現在、仮設校舎の設計業務に鋭意取り組んでおります。更には、本定例会において、新校舎の基本設計、実施設計、及び既存校舎解体設計業務の経費について、上程しております。新校舎については、令和五年度末までに、設計業務の完了を目指し、鋭意準備を進めております。

次に、『南アルプス元気券』についてであります。

令和三年度地域経済消費喚起事業「南アルプス元気券」については、本年六月末日まで利用期間を延長し、実施してまいりました。地元飲食店を利用していただくため、「地元飲食券」を導入して、地域経済の消費喚起、市民の皆さまの元気を取り戻すことに大きく貢献できたと考えております。

また、長引く原油価格や物価の高騰などにより、経済的負担が増している市民生活の支援を目的として、今年度におきましても市民一人あたり一万円の「南アルプス元気券」を配布させていただきます。

九月上旬から十月末日までに各世帯に元気券を郵送させていただきます。予定であり、利用期間を十一月一日から翌年一月末日までとしておりますので、この元気券により、年末年始の地域経済の更なる元気回復のためにも、市民の皆さまの積極的なご使用をお願い申し上げます。

次に、『連携中枢都市圏構想』についてであります。

連携中枢都市圏構想については、本年七月二十六日に開催された関係首長会議において、連携を想定する十市町で構成する「やまなし県央連携中枢都市圏推進協議会」が発足し、樋口甲府市長より「連携中枢都市宣言書」に基づく「連携中枢都市」の役割が宣言されました。

本市としては、甲府市や各市町との効果的な連携に向けて、引き続き、協議、検討してまいります。

次に『マイナンバーカード』についてであります。
本市においては、これまで出張申請や休日交付などを実施し、マイナンバーカードの更なる普及に、鋭意努めているところであります。

現在、マイナポイント事業第二弾が実施されているところでありますので、マイナンバーカードを申請していない方については、九月末までに申請を済ませますとマイナポイントの付与対象となりますので、積極的な申請にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

申請手続きに不安のある方については、「申請サポート窓口」を開設し、対応しておりますので、お気軽にご利用していただきたいと思います。

次に「(仮称)子ども子育て応援宣言」についてであります。

私の公約に基づき、保育料の無償化を段階的に実施してまいりましたが、コロナ禍等により厳しい状況に置かれた皆さまに対し、「住みやすいまち、子育てしやすいまち南アルプス市」を実感していただくため、今年度、保育料の完全無償化を実現したところであります。

これまでも、十八歳までの子ども医療費無料化や、病児・病後保育の充実などに取り組んでまいりましたが、未来を見据える中で、子ども子育てに関する施策を更に推し進めるため、「(仮称)子ども子育て応援宣言」に向けて、鋭意取り組んでいるところであります。

五月には、子ども・子育て会議に諮問し、現在は、本市の子ども・子育て支援事業計画にある様々な支援関連事業の中から、特に重要と思われる事業の選定を行い、応援宣言メニューの項目として審議していただいております。

今年度内には「(仮称)子ども子育て応援宣言」が出来るよう、鋭意取り組みを進めてまいります。

新型コロナウイルス第七波、物価高騰、原油価格高騰など、我々は大きな課題に直面しておりますが、社会状況を注視し

つつ、迅速かつ臨機応変の対応を心掛け、市民の皆さまの安全、安心の確保とともに、市政推進の歩みを止めぬよう鋭意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、来年四月に迎える『南アルプス市長選挙』についてであります。

市制が施行して十九年、南アルプス市は、多くの皆さまのご尽力により築き上げられてまいりました。

私自身も市長として、この七年余の間、全身全霊で市政運営に取り組んできたところであります。

南アルプス市はこれまで、市長が一期ごとに入れ替わっておりますが、前回の市長選挙において、初めて市民の皆さまより継続を負託されましたので、この任期四年間は、「継続は力なり」を実践し、その成果は着実に現れていると実感しているところであります。

私の公約であります「南アルプスIC南側の新産業拠点予定地への企業誘致実現」については、この度、株式会社ヒカレヤマナシ、及びコストコホールセールジャパン株式会社の参入が決定したことにより、一定の目途が付いたところであ

ります。

しかしながら、正式な契約を含め、令和六年度の開業に向けては、今後、解決していかなければならない課題が数多くございます。

このエリアが、南アルプス市を、今後、更に発展させていくための新たな地域振興の拠点として確立するその時まで、引き続き、市政の舵を取ることが、私の最大の使命、責任であると強く考えております。

これまでも、「持続可能な活力あるまち」、「住みたいまち」、行ってみたいまち」の実現に向け、新産業拠点整備のほか、福祉、教育、環境問題など、市民生活を最優先に、課題の解決に向けて、鋭意努力してまいりました。

これからも、市民の皆さまには、この八年間の成果を最大限に活かしたまちづくりをお約束するとともに、「南アルプス市に誇りを持ち、安心して笑顔で暮らせる市政」の実現を確立するため、引き続き、七万人余の市民の皆さまと手を取り合い、共に目指してまいりたいと考え、来る、来年四月の南アルプス市長選挙に、再びチャレンジしたいと強く決意するものであります。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第三回定例会に提出いたしました案件は、条例案五件、補正予算案七件、市道路線に関する案二件、地方公営企業事業会計利益剰余金の処分に関する案一件、同意案一件、決算の認定案十八件、諮問案三件、合わせて三十七件であります。

はじめに、議案第六十一号、「南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

人事院規則の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、国家公務員の措置に準じる地方公務員法の趣旨に鑑み、職員の育児休業の規定等を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十二号、「南アルプス市税条例等の一部改正について」であります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十三号、「南アルプス市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について」であり

ます。

沖繩振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において、引用する租税特別措置法及び同法施行令の規定の項ずれ等が生じているため、本条例の一部を改正するものがあります。

次に、議案第六十四号、「南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について」であります。

沖繩振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令について改正が行われたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十五号、「南アルプスIC新産業拠点整備事業に係る企業立地支援条例の一部改正について」であります。

南アルプスIC新産業拠点整備事業について、企業誘致を進めるにあたり、立地の定義に、市からの事業用地の取得を加える必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第六十六号、「令和四年度南アルプス市一般会計補正予算(第三号)」について、ご説明申し上げます。

補正額を一千七百六十万円とし、歳入歳出予算の総額を三百三十億五千九百八十八万四千円とするものであります。

内容については、爆発的な感染が続いている新型コロナウイルス感染症について、先般、山梨県が打ち出した保育所等への助成制度を活用し、換気不足によるエアロゾル感染を防ぐ観点から対応を図るものであります。

施設の換気対策に必要な機器の導入を図るため、「市内保育所補修事業」として、一千三百六十万円を、「放課後児童クラブ維持管理事業」として、四百万円を、それぞれ計上しております。

本事業については、助成の対象期間が短いことから、機を

逸することなく、早急に対応を図ってまいります。

次に、提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、四特別会計及び一企業会計の、合わせて六会計であります。

議案第六十七号、「令和四年度南アルプス市一般会計補正予算（第四号）」について、ご説明申し上げます。

補正額を十七億九千九百六十七万四千円とし、歳入歳出予算の総額を三百四十八億五千八百八十五万八千円とするものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。

まず、『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』についてであります。

「防犯対策事業」として、山梨県警察本部の補助金を活用し、市内五箇所を防犯カメラを設置するための経費に、二百四十七万二千円を計上しております。引き続き、警察署をはじめとする関係機関と連携し、皆さま方が安心して暮らせるまちを築いてまいります。

次に、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

「生活困窮者自立支援事業」として、新型コロナウイルス感染症の影響による、生活困窮世帯に対し給付する自立支援金の申請期限が延長されたことにより、申請者の増加が見込まれることから、不足分の経費に、四百六十八万円を計上しております。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

「南アルプスIC新産業拠点整備事業」として、誘致企業が決定したことから、事業を推進するための用地購入費等の経費に、十二億二千五百一十一万三千円を計上するとともに、埋蔵文化財の追加調査費として、二億八千七百七十九万三千円を計上しております。

また、「南アルプスブランド戦略事業」として、市内において、果物の盗難被害が発生していることから、盗難防止に向けた取り組みを強化するため、防犯機器の設置を支援するための経費として、三百八十二万三千円を計上しております。

また、「陸上競技場三種公認取得事業」として、五年ごとに更新が必要となる、楕形総合公園陸上競技場の三種公認に關して、引き続き認定を取得するために、来年度、実施を予定している更新工事の設計に係る経費として、三百九十四万九千円を計上しております。

また、「白根中央公園施設整備事業」として、かねてから要望がありました、グラウンド利用者にとって利便性が高いトイレの設置について、この度、設計に係る経費に、三百五十五万三千円を計上しております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』についてであります。

「若草小学校改築事業」として、既存の校舎解体及び新校舎建設に係る設計の経費に、一億六千三百八十七万七千円を計上しております。

また、「甲西農村環境改善センター運営管理事業」として、老朽化に伴う耐震診断等の調査を行うための経費に、一千七十四万七千円を計上しております。

また、「安藤家住宅運営管理事業」として、屋根の修繕費と併せて、観光バスを含めた車両が安藤家住宅駐車場に侵入

しやすいルートを確保するとともに、地域に暮らす皆さまの安全を守るため、河川敷と駐車場の間のスロープ設置工事等に関する設計費として、六百八十五万円を計上しております。

以上、歳出予算の財源としては、国、県支出金、寄付金、地方交付税、繰入金、繰越金、諸収入を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。提出いたしましたのは、議案第六十八号、「令和四年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）」から議案第七十一号、「令和四年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計補正予算（第一号）」までの四特別会計の補正予算案であります。

主なものとして、国民健康保険特別会計については、システム改修に伴う委託料の発生、人事異動に伴う職員給与費の減額などにより、七百五十五万四千円を減額しております。また、後期高齢者医療特別会計については、前年度の保険料収納額確定に伴う、広域連合会への納付金など、四十万一千円を計上しております。

また、介護保険特別会計については、前年度事業費の確定

に伴う精算返納金、基金積立金及び人事異動に伴う職員給与費など、合わせて三億五千百五十六万五千円を計上しております。

また、土地取得造成事業特別会計については、下今諏訪A工業団地及び御勅使南工業団地の事業進捗に伴う整備経費として、二億八千八百九十二万四千円を計上しております。こちらの財源については、繰越金を見込んでおります。

次に、企業会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

議案第七十二号、「令和四年度南アルプス市水道事業会計補正予算（第一号）」については、御勅使川取水施設改修事業に伴う設計業務委託料の増額、及び職員の人事異動に伴う給与費等を計上しております。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

次に、議案第七十三号、「市道路線の認定について」であります。

開発行為により寄附された道路により三路線を、道路台帳整合作業の成果により一路線を、路線の見直しにより一路線

を市道認定するものであります。

次に、議案第七十四号、「市道路線の変更について」であります。

路線の見直しにより一路線を、道路台帳整合作業の成果により一路線を変更するものであります。

次に、議案第七十五号、「令和三年度南アルプス市水道事業会計利益剰余金の処分について」であります。

地方公営企業法第三十二条第二項の規定により議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

次に、同意案第二十二号、「教育委員会委員の任命について」であります。

むろたなおき
室田直樹教育委員の任期が、本年八月三十一日をもって満了することに伴い、新たに六科在住の名取昭彦氏なとりあきひこを任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

次に、認定第一号から認定第十八号については、「令和三年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算」をはじめ、「十四の特別会計」及び「三つの企業会計」の決算の認定を求める

ものであります。

次に、諮問第一号から諮問第三号、「人権擁護委員の推薦
について」であります。

三名の人権擁護委員が、令和五年三月三十一日をもって任
期満了することに伴い、諮問第一号、十日市場一四六四番地
小野利彦氏おの のりひこを再任の候補者として、諮問第二号、徳永二〇五
三番地 樋川勇二氏ひかわゆうじ、諮問第三号、芦安芦倉九二〇番地二
市川明美氏いちかわあけみの二名を新たな候補者として、推薦したいので、
人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求
めるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い
申し上げます。

令和四年八月二十六日

南アルプス市長 金丸一元